

議案第 19 号

美里町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

美里町社会福祉法人の助成に関する条例（平成 18 年美里町条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、当該法人が行う事業に要する経費について」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 補助金の交付の対象となる経費は、規則で定める事業の資金又は事務費とする。

第 5 条を第 10 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（助成の取消し等）

第 8 条 前条の規定に違反したときは、町長は助成の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金、貸付金その他の財産があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（事業報告）

第 9 条 助成の決定を受けた社会福祉法人は、助成の対象となった事業について、事業年度を終了したときは、町長に事業報告をしなければならない。

第 4 条第 1 項中「財産を」の次に「助成の」を加え、同条を第 7 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（財産の貸付けの決定）

第 5 条 町長は、財産の貸付けの決定をしたときは、申請した社会福祉法人に対しその旨を通知する。

2 町長は、前項の決定に当たっては、返済期日等貸付けに係る条件等を定めなければならない。

（事業計画の変更等）

第 6 条 財産の貸付けを受けた社会福祉法人は、財産の貸付けを受けた事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「前条」を「第 2 条第 1 項」に改め、「助成」の次に「(資金その他の財産の貸付けをする場合に限る。以下「財産の貸付け」という。)」を加え、同項第 2 号中「助成」を「財産の貸付け」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（補助金の交付手続等）

第 3 条 前条第 2 項の補助金の交付等に関しては、この条例に定めるもののほか、補助金等の交付に関する規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年8月28日提出

美里町長 相 澤 清 一

理 由

社会福祉法人に交付する補助金の対象経費について、規則で定める事業の資金又は事務費とすることを明確化するとともに、補助金の交付手続等の規定の見直しを行うものである。

これが、この議案を提出する理由である。